

豊橋市就職サイト等活用事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、市内の中小事業者等が実施する採用広報を支援することにより、本市における中小事業者等の人材確保及び経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体をいう。

(2) 正規雇用 次の全てに該当する雇用形態をいう。

ア 期間の定めのない雇用契約であること。

イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

ウ 雇用保険の一般被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。）として雇用されること。

エ 公的年金及び健康保険に加入していること。

(3) 就職サイト 就職情報の提供、企業の人材確保等を目的として開設されたウェブサイトであって、有料で求人情報を掲載するものをいう。

(4) 採用ホームページ インターネット上にある情報発信等を行うためのウェブサイト（ブログ、SNS等を除く。）であって、中小事業者等が求職者に自社の魅力を伝えるためにインターネット上に公開するホームページのことをいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、申請期限及び申請回数は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まな

いものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象としない。

- (1) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納している者
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
 - (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
 - (4) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - (5) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
 - (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
 - (8) その他市長が適当でないと認めた者
- （補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の2分の1以内の額とし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金交付申請書（様式第1）に別表第2の事業区分の欄に規定する区分に応じ、同表の交付申請（添付書類）に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 規則第5条の規定による補助金の交付決定は、別表第2の事業区分の欄に規定する区分に応じ、同表の交付決定等の欄に規定する様式により通知するものとする。

る。

(申請の取下げ)

第8条 別表第2の採用ホームページ改良事業の事業区分に係る規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付決定を受けた日から起算して30日以内とする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更等の承認)

第9条 別表第2の採用ホームページ改良事業の事業区分に係る規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金計画変更等承認申請書（様式第7）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請についてその内容を審査し適当であると認めるときは、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金変更等承認通知書（様式第8）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 別表第2の採用ホームページ改良事業の事業区分に係る規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市就職サイト等活用事業費補助金実績報告書（様式第3-2）に別表第2の事業区分の欄に規定する区分に応じ、同表の実績報告（添付書類）に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、別表第2の事業区分の欄に規定する区分に応じ、同表の補助金額の確定の欄に規定する様式により通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

(市事業への協力)

第13条 補助対象者は、補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市に協力するとともに、市が実施する市内の中小事業者等の雇用促進に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 豊橋市就職サイト掲載費補助金交付要綱別表第2の申請期限の規定は、令和6年3月31日までの申請については、掲載開始から掲載終了後6か月以内と読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。